令和5年度子育で世帯へ生活支援特別給付金の支給について

1 給付金の概要

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、「児童扶養手当受給者等の低所得のひとり親世帯や、その他の住民税均等割が非課税の子育て世帯等に対し、児童一人当たり5万円の特別給付金を支給する」ことが、国において決定されています。

2 本市の対応

今回、当該特別給付金の迅速な給付に向けた準備を進めるため、令和5年4月27日付けで3億1,304万1千円の補正予算を専決処分しました。

対象児童数 6,020人(見込み)

※住民税非課税相当の要件に該当すれば、令和6年3月末までに生まれた新生児等も対象 になります。

3 振込予定

(1) 申請不要で振り込みする方

令和5年3月分の児童扶養手当受給者	申請不要で
令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者の方	5月16日以降振り込み
令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」 を受給した方	申請不要で 5月17日以降振り込み

(2)申請が必要な方

上記(1)で受給した方以外で食費等の物価高騰の影響により直近の収入が減収した子育て世帯等

(令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方等)

※申請書等詳細は用意出来次第、市のホームページでお知らせします。

以上